

# 令和3年第3回東洋町議会臨時会会議録

令和3年11月22日(月)

東洋町議会

余 白

## 令和3年第3回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和3年11月22日(月) 午前10時30分宣告  
出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長 8番 福島 登 君  
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

令和3年第3回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和3年11月22日(月) 午前10時30分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第34号 令和3年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて

議事のでんまつ

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。</p> <p>ご理解、ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>発言者についてもマスクを着用することとします。</p> <p>マスク着用については、十分気を付けて下さい。</p> <p>これより、令和3年第3回東洋町議会臨時会を開会します。</p> <p>(開会時間：10時30分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、補正予算1件であります。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は議会会議規則第126条の規定により、6番、今宮裕明君、並びに、7番、田島毅三夫君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p>
----	---

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。</p> <p>(高畠 議会運営委員長。)</p> <p>皆様おはようございます。</p> <p>令和3年第3回臨時会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>11月17日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとする。</p> <p>次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮をし、議案全体で質疑時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。質疑、答弁は簡潔に行うこととする。</p> <p>なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。</p> <p>また、反問権も制限時間に含めることとする。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

町長

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第34号、令和3年度東洋町一般会計補正予算、第3号を定めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。12月の定例会もすぐ控えておりますけれども、議員の皆様におかれましては町議選の近づいているところ、全員の参集を賜りまして、誠にありがとうございます。国の人事院勧告に基づきます給与法案の成立時期が不透明な状況となっておりますので、人事院勧告関連の議案を見合わすことといたしたところでございます。このため、本臨時会への提出案件は一般会計補正予算案1件のみとなっております。それでは早速でございますけれども提案を申し上げます。

議案第34号でございます。令和3年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月22日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1973万3千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7201万円とするものでございます。歳入では、地方交付税、国庫支出金を計上いたしております。歳出では、東洋町特定地域づくり事業協同組合への寄付金、また、第3回目となる新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費などを計上いたしております。なお、内容につきましては総

議長	<p>務課長が説明をいたします。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>おはようございます。それでは私から、議案第 34 号令和 3 年度東洋町一般会計補正予算第 3 号を定めることについてご説明をいたします。</p> <p>予算書の 1 ページをお願いいたします。</p> <p>第 1 条で、今回の補正では歳入歳出それぞれ 1973 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 7201 万円とするものでございます。3 ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>以上で、提出案件の説明が終わりました。</p> <p>質疑について、まず本会議で提出された全ての議案に対し、1 人 30 分以内、答弁時間も 30 分以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第 54 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止します。</p> <p>なお、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、</p>

	<p>挙手を願います。</p> <p>これらのほか、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には十分気をつけてください。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8 番、福島登君。</p>
8 番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>この予算書の 13 ページ、これの特定地域づくり事業の 300 万円。これについてお聞きしたい。今総務課長の説明では 2 分の 1 を国が負担するっていう話がありましたが、これ寄付金ですよね。これは関係ないんですか、これも 2 分の 1 負担するんですか。ちょっとわかりにくかったんでね。どなたでも結構なんでこの寄付金を 2 分の 1 県が負担するんですか。その辺り確認をします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>質疑にお答えをいたします。すみません、説明不足やったかもしれませんが、この寄付金 300 万円につきましては、確かに国と町の 2 分の 1 折半ということでしたけれども、予算上にはですね、一般財源として出ております。ていうのは半分の措置っていうのは特別交付税措置っていうことでもありますので、予算書の方には計上はされておられません。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登 議員)</p> <p>わかりました。一般財源で交付税措置の2分の1ということでしたね。当然のように僕が一つ思うのはこの寄付ということで一般の団体に交付税措置の2分の1があるとしても、出す以上はもう少し一般質問でもできるような、ようするに一般質問するということは住民さんにこのだいたいがどういうことか十分知っていただいて、この寄付を議会で承認するっていうのはわかるんですけど、今この寄付金を先にやるということに、今やらないかんというそれはあるんですか。12月議会で一般質問踏まえて住民さんにもいろいろわかっていただいた上でこの寄付金をするっていうなら私も十分理解がつくと思うんですが。今寄付金を先にやるということになにか理由をもう少し聞かせていただいたらなと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>(議員側自席より、その通りとの声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>お答えいたします。先ほどの議員全員協議会の中でこの件につきまして説明をさせていただく機会をいただきました。その中でも申し上げましたように、組合の派遣事業の認定を高知県知事から受けるにあたりまして、財産的基礎の確保というものがございます。それは説</p>

明いたしましたように、3名の職員を雇用すると、あと事務局1名ないし2名の給与の3ヶ月分の確保が必要であると、そこも条件でありますので、その認定を行うにあたって今回の寄付金の300万円がなければ認定手続きに入れないということがありまして、事業を1日でも早くスタートさせるのであれば12月の定例会ではなく、臨時会を今回設けさせていただきましたのでその中でいち早く予算計上をさせていただいたものであります。そのへんでご理解の方よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

(議員側自席より、もうひとつできますねとの発言あり)

先ほど1回目の質問のときにこの300万円については交付金で2分の1のあれがあると、

(執行部側自席より特別交付税でとの発言あり)

そうですね、交付税で国の支援があると。そのときに県の関わりが少しわからんのですが、この県の関わりってどうなります？この交付金も含めて。制度上も含めて。県の関わりっていうのは制度上のことと、それとこれからのことと。もし話が余分なところになったら止めていただいて結構ですが。その辺りお聞きしたいですが。

議長

(西岡 尚宏 議長)

長崎副町長。

副町長	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>申し上げます。県の支援ということですが、今のところ 47 都道府県ある中で高知県ですけれども高知県の方は設立に関してのアドバイザー派遣ですとか視察研修への費用負担ですとか、そういった設立に向けての支援っていうのはあるんですけれども、この運営に向けての支援っていうのはまだ具体的に示されていない状況であります。以上です。</p> <p>(議員側自席より終わりますとの声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>他に質疑はありませんか</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>頭が混乱しておりますが。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島さん、私語はやめてやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まず 1 つ目にお聞きしますが、会計年度任用職員報酬 270 万円が減額されておりますね。このことについてお聞きしますが、これ先ほどの説明では 2 人分言いましたかね、10 ヶ月のところを</p> <p>(執行部自席より地域おこし協力隊との発言あり)</p> <p>はいはいはい、ごめんなさい。地域おこし協力隊ね、これは大きい</p>

	<p>に言えば会計年度の任用職員じゃなかったかな。名目は。まあそれはどっちでもいいです。今言う地域おこし協力隊の分についてね。ということはこれは何人おられて2人やめたということですか。持続者ということですか、そこをちょっと確認したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島議員。この地域おこし協力隊の45万8千円のことですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>会計年度任用職員の報酬270万円のカットの分です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは田島議員の質問にお答えします。</p> <p>協力隊の報酬なんですが、6月補正で、先ほど総務課長が説明させていただきましたが、6月補正で270万円計上させていただきました。その2名分です。2名分です、はい。今回先ほども説明がありましたように、マネジメント会社の方からそれを全て支払っていただくようにしましたので、6月補正で計上させていただきました270万円と、その次の職員手当も全て減額させていただいたということですので今回。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことになりますと、これは今現在何人おられますか。</p> <p>地域おこし協力隊は全員揃ってるんですか、欠員はないんでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えします。予算とは直接は関係ないんですが、今現在の協力隊は 3 名です。今回の予算に計上させていただいてますのは、これから雇用しようとする方の分です。以上でございます。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そちらの方から 1 名 9 月にやめたと聞いていたもので、そのことについて関連して聞いただけでございます。もう一度確認します。</p> <p>2 つ目の質疑に入ります。地域協力隊マネジメント委託料 45 万 8 千円が増額されておりますけれども、これは以前にも計上されておりましたがそれにさらにプラスするというのでしょうか。そうであればその内容をお聞きしたいと思います。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは田島議員にお答えいたします。委託料 45 万 8 千円の内訳ですが、6 月補正で計上しておりました委託料が全部で 266 万 6 千円です。報酬と職員手当等を含めた金額は総額で 560 万 2 千円でした、6 月補正で。今回その中で報酬の 270 万円と職員手当 23 万 6 千円を全て減額したため、今回の新しい協力隊は 12 月から着任予定になってましてその 2 名分の経費を算出したら家賃等の支払いに対する委託料の総額が 130 万 2 千円になりまして、その報酬と手当等を合計した額が 293 万 6 千円になってます。それで 12 月から 3 月までの 4 ヶ月分の総額が 312 万 4 千円になりまして、6 月補正に計上してました委託料 266 万 6 千円と 12 月以降の経費 312 万 4 千円の差額、45 万 8 千円を今回補正しようとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>今の地域おこし協力隊は 3 回やりましたからね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは 3 番目の質疑に入ります。</p> <p>この先ほどの前議員からの質疑にもありましたけれども、東洋町の特定地域づくり事業協同組合の寄付金 300 万円の内容について何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>今日初めて説明受けたんですけれども、この目的はなにかってこ</p>

<p>議長</p>	<p>とをもういっぺん議場で確認したいと思います。これは移住者と言いますか、県外町外からの移住者を増やすと言って人口増加、あるいは人材の増加ということが目的なんでしょうか。それともなにか町内の業者さんからの要望があってそういうことになったのでしょうか。そのところをまず1点目聞きたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>質疑にお答えをいたします。昨年の10月にこの特定地域づくり事業の検討会を立ち上げましたところ、事前にですね、商工会の方が商工業者へのこの制度を使つての組合についてどうでしょうかというニーズ調査を行いましたところ、ニーズはかなりありましたので、結果的に20事業者が集まりまして、この協同組合というものが10月の29日に設立をされております。この特定地域づくり事業協同組合の制度ですけれども、令和2年6月に地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行されましたことによりまして、この事業では地域内の事業所の仕事を複数組み合わせることで、通年の仕事を作り出しまして、安定的な雇用環境を総集することによりまして、人工の流出を抑え、また移住を促進するというもので地域人口の減少対策とするものです。この制度を活用することによりまして、労働力を地域外から確保しまして、仕事の定着と移住の実現の好循環を作り出すことで地域の活性化を図ることを目的としております。このことによりまして人材の確保、それから職業能力の向上、各事業所の生産性のアップ、正規雇用への実現、移住者や地域お</p>

	<p>こし協力隊の退任後の受け皿にも繋がると考えております。こういった趣旨で今回 20 事業者が中心となりまして、協同組合を設立したというところでございます。繰り返しになりますけれども今回の 300 万円の寄付金におきましては、知事の派遣事業の認定を受けるために必要な資金であるというところでございます。ご理解の方よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今私たち議会はこうして先ほど説明のあった分でわからない部分を今確認しているんですけども、これは住民さんにとっては全くこれは寝耳に水の話やと思うんですよね。ここで説明ができるのかどうかわかりませんが、例えば先ほど副町長が言われた説明の中で、職員 1 人分の給料が入っているとこう言われましたね、この 300 万円の中に。これはどういうことですか。この運営費の中に職員というのは町職員のことですか、それとも組合の職員のことでしょうか。1 点お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>お答えをいたします。職員 1 名ではなくてですね、この組合で派遣労働者としての職員を 3 名雇用する計画、それプラス事務局職員の 1</p>

<p>議長</p>	<p>名ないし 2 名分の 5 名分です。町職員というのはこの事業には全く入っておりません。町職員は入ってないです。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>また頭混乱しておりますが、確かに 3 人分については今言う国からの指示された金額を請求して、今言う雇用者から 10%と言いますか、1,000 円と言いますか、10%ですね、どう言いますか、組合に対する報酬費というかそれを払うということは聞いております。しかしまあ事務局と言われましたね。この今言う組合の事務局員さん 1 名ないし 2 名 3 名支払う給料とこういうことなんですか。これは 1 人でも最低 20 万円くらいいるんじゃないかと思うんですよ、1 ヶ月。それから 2 人になれば 40 万円、それはもう他の収入は無いわけですからね。そのまま 10%の 1 万円の日当であれば 1,000 円、3 人で 1 日 3,000 円しか収入が無いわけですから。あとは全て町が負担してから運営していくということになるんでしょうか。もう 1 度お聞きしたいと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁 副町長)</p> <p>質疑にお答えをいたします。まず 10%というものは定めておりませんので、そこはお間違いなくお願いいたします。それとあと 1 日に</p>

3,000円ではなくてですね、例えば時給1,000円でしたら8時間労働  
でしたら8,000円稼いでくるということになってきますので、ちよっ  
とその計算も違うのかなと思います。あとなんでしたっけ。

(議員自席よりは了解との声あり)

(執行部自席より事務局との声あり)

事務局ということでもくっておりますけれども、派遣事業を行うに  
当たりましては、派遣元責任者というものを置かなければならないと  
いうふうになっております。その派遣元責任者イコール事務局という  
ことになりますので1名は必ず配置をしておかなければならないと  
いうことになっております。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

この問題は

議長

(西岡 尚宏 議長)

田島議員。もう今のは3回やったので別のに移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

この案件は12月で一般質問でさせてもらうようにします。

それでは、もう一つ、これは今3問、2問じゃないかな。

(自席より、発言あり)

あーそう。一つは再問になっちゃせなんだかね？

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>いやいやいや、それも3回やったら終わりですので。</p> <p>もしやるんやったら次なんかへ移ってください。その件はもう終わりました。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これ大事なことなんやけどな。</p> <p>4 番目の質疑に入ります。この衛生費 1921 万円についてお聞きしたいと思います。どう言いますか、いろいろ多彩な事業を計上して参りました。1 つだけお聞きしたいのは先ほども課長の説明の中で原則 8 ヶ月という言葉が出ましたがね、先ほど。これは第 2 回目の接種が終わってから原則 8 ヶ月でないと、3 回目の接種はできないと。こういう説明なんですよ。原則ということですので、私はですね、11 月の末に今言うワクチンが入るのであればなぜ原則をなにして早いほどね、6 ヶ月以上ぐらいからやらないのかという疑問をもっておりますが。答弁ができれば</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島議員、田島議員、予算のことですから、そのはようやらんととかそういうのはだめです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もう 1 つだけ最後にほんならゆっくりしときますが、1837 万円も国庫支出金を受けておりますね。このコロナ対策に。この事業で仮にですよ、</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>田島議員。ページを言うてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あー、ページか。ちょっとごめんなさい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>さっきから妙に言いよることがわからんのやけんど。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>通告書には書いてませんので持ってきます。</p> <p>これは歳入の方の金額です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>歳入かい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>歳入の方で今言う 1837 万円が国庫支出金が出ておりますね。このことです。総額で 1900…なんぼな…なっておりますけれども、そのコロナに特定して金額出しました。衛生費として 1921 万 1 千円出てますけれども、コロナに関してだけで話をしてるんですけれども。1837 万円これ出てますね。これは仮にですよ、不要額が出た場合、こんだけの事業の中でね、ほら不足分についてはもう町が出さんといかんかもわかりませんが、不要額についてはどのようにされるのか、返還するのか、別途流用できるのか 1 点お聞きしたいと思います。これで終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>14 款国庫支出金新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金それぞれ予算を計上しております、これについてはあくまでも予算でございます、その中で細かく歳出の計上をしておりますけども、その中で予算不足になりましたら、流用することも可能にはなっております。あくまでも新型コロナウイルスワクチン接種にかかった費用について100%国からの補助等が出るものになっております。以上です。</p> <p>(議員自席より、かまいませんかとの発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>もう最後じゃなかったんですか。</p> <p>(議員側自席より、今の質問が最後よとの発言あり)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>えーっとですね、15 ページ、12 節の委託料ありますね。接種事業会場設営委託料が100 万円出ております。このことについて1 点確認したいと思います。先ほど事務局の方で説明があったときもなかなかはっきりは説明してくれませんでした、どんなんでしょうか、これ</p>

は1ヶ所の設営費ですか。それとも先ほど課長の方から説明があったときに、要請があれば5人以上、6人以上か、要請があればまたその都度というふうな形で接種してくれるというような説明がありました。そういう場合はこれはその会場へ行って設営された会場で受けるんですか。それとも医療機関へ行って受けるのか。そういうところだけはっきりしてもらいたいと思います。以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。先ほど全員協議会で少しお話をさせていただきましたけれども、新型コロナウイルスワクチンの予防接種は、予防接種実施規則第7条により1回目と2回目の接種は初回接種、今回の3回目の接種を追加接種と位置づけております。感染拡大及び重症化予防の観点から2回接種完了者全てが追加接種の対象となります。追加接種の場合においては、接種当日において18歳以上の者が対象となり、接種間隔については2回目接種完了から原則8月以上の間隔をおいて1回接種することになります。その経費なんですけれども、すいません、会場設営費についてなんですけれども、ちょっと話が逸れましたけれども、こちらは

議長

(西岡 尚宏 議長)

(議場全体がざわざわしていたため) ちょっと静かに。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

	<p>B&amp;G 海洋センター、前回もそうございましたけれども、B&amp;G 海洋センターを会場とすると考えておりました、1ヶ所についての設営の委託料となります。先ほど12月の議会でもたまたま計画の方をお示しさせていただきましてと申しておりますので、いつ何人打つとかですねそういった細かいことについては今回控えさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地課長。最初に聞かれてないことたらたら言わんでもかまん。7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これでもう今3問目かな。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>はいはい、3回目です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>確認させてもらいたいと思いますが、設営費に100万でしょ。それを今言うBGを使うとしたら、そこにこの間のようにみんなが集まってそこでみんなが集団的に受けるんだったらわかるんです。ところが希望者が6人まとまればという話が出たもので、個人的に申し入れしたら個人的にあなたはどこどこで何日に打ってくださいというような指示が出るんかと思ったもので、そうであればこの場所はもう何回か使うだけであとは集団の接種のときだけ使う分になって、あとの個々の分はこれは使わないということでしょうか。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>さっき聞いた田島さん、話がごっちゃになっちゅうんじゃないですか、また。ごっちゃになっちゅう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっとごっちゃになっちゅう。</p> <p>ただそうやってきたらほら、1ヶ所にみなが集まってするのであればこんだけの費用がかかるのかなという疑問があったもので確認したんです。100万円というね。机並べてテント張ってというほれに100万円かかるのかなという気になったもんで確認させていただきました。そういうことですか。</p> <p>(執行部側自席より発言あり)</p> <p>答弁がしにくい。もっと言おうか。</p> <p>ほんなら議長、議長。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>(住民課長に向けて) 個別接種でするきんいると思ったんよ。集団接種やったらこんなにお金がいるのかといよんのよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議長、質問変えますが、個人はどこで打ってもらうんですか。個人的にお願いしますというふうなことが出た場合には病院へ行って、指定された医療機関で打ってもらうことはできるんですか。</p> <p>そっから返事はできんわな。それがちょっと確認したくて、集団は今言う BG でやってもらいます。ところがその間に自分が打ってもら</p>

<p>議長</p>	<p>いたいという要望があつてお願いしたときに 6 人集まったらという話があつたもんで 6 人集まったら個々に打ってもらえるのかなと思つたものでその確認をしたかつたんです。個々にいけるものか。打ってもらえるものかどうか。集団だけですかということです。そのところだけかっちりしてもらいたい。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。一応東洋町では現在、集団接種をする方向で考えておりまして、それに必要な経費を計上しております。</p> <p>(議員側自席より発言あり)</p> <p>その話また</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>自席からはやめてください。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>全協での話でございまして、それは 1 回目 2 回目の接種が終了していない方は東洋町では今現在、接種の予定をしておりませんので、室戸市の方ではまとめて計画をしてくれてるので、そちらの方をお願いをしております。</p> <p>(議員側自席より発言あり)</p>

議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>自席からはやめてください。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>混乱したようで申し訳ないです。失礼します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>反対討論させていただきます。この寄付金 300 万円ということで東洋町特定地域づくり事業協同組合寄付金 300 万円について反対討論させていただきます。今日説明受けました。それでいろいろ聞きながら聞いて質疑いろいろしましたが、なかなか未だに納得していません。どういう形でどのようにしてその運営費やらいろいろそういう問題点、ほれからまたその人数的なもの、あるいは町外からあるいは県外からこちらに移住してもらってという話もありましたが、なかなか</p>

そういうことが本当にできるのかということも心配しております。やってみるとわからんと言われるかわかりませんが。要するにこの件については私はまだもっともっと練って、みんなと話し合いをした上で決めていくべきものであって、また2従業員という特定されてるということについてもある程度の疑問点があります。そういうことも踏まえて私は今回は反対して否決に賛成していただきたいとお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

次に賛成者の討論はありませんか。

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登 議員)

私は特定地域づくり事業協同組合に対する寄付300万円に賛成の立場から討論したいと思います。

執行部の説明にもあったようにこの東洋町で移住してきた方がですね、1つの業者に行くのはなかなか難しいところがある。それと業者にもですね、季節的には欲しいけどこの季節はいらないとかそういうやっぱりマッチングしたことを今からやろうとしております。今必要というのはなにかのために準備する費用ということでこれだけの費用が必要という執行部の答弁もありました。それを踏まえてですね、今後の東洋町の移住促進、東洋町地域の発展のためにこの300万円の寄付が今の時点で必要なことだと思いますので、議員の皆様の賛成を期待いたしまして私の答弁(討論)といたします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

次に反対者の討論はありませんか。ありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号、令和 3 年度東洋町一般会計補正予算第 3 号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。

以上で本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

これで、令和 3 年第 3 回東洋町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

これで、議会放送を終了いたします。

(閉会時間 11 時 25 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員